

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和6年2月29日

【開催日】 令和6年2月29日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後3時32分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久	商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐	植田達也
商工労働課主査兼商工労働係長	中村扶実子	商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明
農林水産課長	臼井謙治	農林水産課技監	熊川整
農林水産課農林係長	稲葉徹	農林水産課農林係主任主事	中川大地
農林水産課水産係長	山口大造	農林水産課耕地係長	本多享平
農林水産課耕地係主任	神田陽子	建設部長兼大学推進室長	大谷剛士
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	土木課長	中村景二
土木課技監	大和毅司	土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀
土木課道路整備係長	三塩泰史	土木課河川港湾係長	中村友哉
土木課用地係長	日高辰将	都市計画課課長補佐	立野健一郎
都市計画課計画係長	佐久間庸次	都市計画課都市整備係主任技師	一力大地
下水道課管理係長	岡村厚志	建築住宅課長	島津克則
建築住宅課課長補佐	石橋啓介	建築住宅課主査兼住宅管理係長	縄田誠
建築住宅課主査兼建築係長	山本雅之		
農業委員会事務局長	幡生隆太郎	農業委員会事務局次長	銭谷憲典

【事務局出席者】

事務局長	河 口 修 司	庶務調査係長	田 中 洋 子
------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 議案第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について

午後1時 開会

藤岡修美分科会長 お疲れさまです。一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。審査内容につきましては、お手元に示してあるとおり進めてまいります。まずは農業委員会所管の部分について、執行部の説明を求めます。

幡生農業委員会事務局長 それでは、令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）の農業委員会分について、説明いたします。歳入及び歳出とも決算を見込んだ補正でございます。最初に、歳出のほうから説明いたします。補正予算書の38、39ページ及び右上に「農業委員会（資料）」とありますA4縦の資料を御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、補正前の額6,094万2,000円を979万8,000円減額し、補正後の額を5,114万4,000円とするものであります。内容は、1節報酬、委員報酬を979万8,000円減額するものです。これは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬でございますが、その報酬には毎月支払われます定額の基本給と、年1回支払われます委員の活動に応じた能率給がございます。今回の減額補正は、後者の能率給の減額であります。これは、本年度の能率給の額が確定したことによるものです。能率給の算定につきましては、令和4年度から算定方法が変更となりました。委員の活動実績と成果実績に評価点を付け、全国の農業委員会の評価点を国が集計をして、順位付けを行った上で、各農業委員会に対して、国からの配分額が決定される仕組みとなっております。資料にはございませんけども、令和4年度の交付額は736万3,000円でしたが、今年度は、お配

りした資料の上の表にあるとおり、補正後の額が565万8,000円で、前年度比170万5,000円の減額となっております。理由は、資料の中段に委員の活動実績を載せておりますが、月平均の活動日数が令和4年度は10.2日と目標の10日を達成できておりましたが、令和5年度は9.3日と達成できなかったことが減額の理由となったと評価しております。目標を達成することが極めて重要であると認識しておりますので、事務局といたしましては、この3月に委員全員を対象に最適化会議を開催し、改めて最適化活動の目標を委員に対して周知するとともに農地の見守りなどの最適化の活動を行い、しっかりと活動報告書に記入してもらうよう研修を行う予定としております。補足でございますが、資料の下を表を御覧ください。県内の状況を載せておりますが、委員1人当たりの交付金の額は、昨年同様、本市は一番高い状況にございます。けれども、本市の担い手への集積率、農地の集積率、国が目指す8割に対して3割程度にとどまっている状況を鑑みると、農業委員会の活動の在り方については、更なる検討が必要であると考えております。続きまして、歳入につきまして説明いたします。補正予算書の18、19ページを御覧ください。16款県支出金、1項県負担金、3目農林水産業費県負担金、補正前の額1,817万9,000円を979万8,000円減額し、補正後の金額を838万1,000円とするものでございます。全額充当の補助事業でございますので、歳出と同額の減額となっております。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

恒松恵子副分科会長 タブレットで効率化が図られたということが農地利用最適化に反映されなかったという解釈でよろしいんですか。タブレット利用で、ほかに何かメリットみたいなものがございましたか。

銭谷農業委員会事務局次長 令和5年度の最適化活動の能率給の金額ですが、

大幅に減っているんですけど、実績は、令和５年度分は前年度、令和４年度の１年分の活動日数で交付金がもらえるようになっていますが、実際にタブレットを使い運用しだしたのは令和５年度からで、タブレットの成果は、年度が違うので反映していないということです。

矢田松夫委員 国の評価で評価点に達しなかったから、本来なら評価点に達していたら減額することはなかったと。今回の場合は、評価点に達していないから、国の査定で減額されたということになると、全体的に活動実績の底上げをどうしていくのかというのが、大きな農業委員会としての責務だろうと思うんですが、その辺についてどうされるのか。

幡生農業委員会事務局長 昨年度はタブレットが入って、研修もかなりやっておりました。それに伴って活動も結構やっておって、どういった活動が最適化の活動であって、どういった活動がその活動ではないかというのは、きちんと例示して説明してまいりました。今年はもう農業委員がある程度タブレットに慣れたんですね。現場に行かなくても、タブレット上で見られるんですよ、農地とかですね。だから、そういうことで現場に行っていないというところがあるかもしれません。もう一つ言えるのは、活動記録簿を書いてもらわなきゃいけない。これは紙ベースで書いてもらって提出してもらうんですけど、活動したのにそれを書かれてない委員もいるのではないかなと思います。だから、そういうところも含めて、３月にもう一度、委員全員に集まってもらって、再度、最適化の活動と活動記録簿への記入を徹底したいと思っています。

銭谷農業委員会事務局次長 ちょっと補足で説明します。この計算方法が、令和４年度から新しく大きく変わっており、令和４年度は委員にも何回も集まってもらって、こうなるからこうしてくださいという研修を行いました。令和４年度から変わったので、令和４年度の交付金は、令和４年度の前半の４月から９月までの日数でお金がもらえたんです。そのときは最初だったので、みんなも頑張って、平均で１０．２日ですか、１０日

を超えて目標を超えてやって、お金もきちんと割と多めにもらえたと思うんですけど、1年やっていって、だんだん慣れてきたというか、少し緩んできて、平均として10日を超えなくて9.3日に落ちてしまったので、また今回3月に研修をして、もう一回頑張ろうということでやろうと思っています。

矢田松夫委員　また質問しますが、本来なら報告すべきことを活動記録簿などに記載して報告しなかったというのが大きな要因と言われたんですが、この表を見ると明らかに低い。月平均4日ということは、あと25日ぐらい、寝ているということはないんですが、活動を休んでいると。これらの人をどう底上げするのかということはどうですか。

幡生農業委員会事務局長　要因はよく調べてみないと分からないんですけど、委員に高齢の方が結構いらっしゃるんです。病気になられたりして活動ができなかったという要因も考えられます。だから、その辺をもっと精査して、この人がなぜこの程度で終わっているのかというところは我々も精査をした上で3月の研修会に臨もうと思っております。

宮本政志委員　県内の他市町の農業委員会は、同じように目標を設定しているでしょうけど、本市みたいに目標を達してないところというのは他市町はどうですかね、県内でいいですけど。

銭谷農業委員会事務局次長　他市町が目標を達成しているかどうかというのは個別には分からないんですけど、このたび本市の金額が減ったので、県にその理由を、国の予算がどうなったのかとか聞いたところ、予算は変わっていないということで、県内の他市も、去年と比べて本市と同じようにほとんどの市町が大分減っているんですよ。それはどうなんですかと聞いたら、積算の内訳が国から全く示されていないので、県も把握していないんです。県が農政局に山口県はどうなんですかと聞いたら、中国地方で他県に比べてよく活動しているほうだと逆に言われたそうなので、

もっとしないといけないということだと思うんです。目標に対して、しないといけないということだと思うんですけど、それなりには頑張っている、本市も含めて県内も頑張っているのかなと思います。

宮本政志委員 そうすると本市の農業委員、推進員の平均年齢は何歳ですか。

さっき局長は高齢化が進んでおられるとおっしゃったんですけど。

幡生農業委員会事務局長 当初予算のときの資料ですけど、農業委員が平均年齢 64.9 歳です。推進員が 69.3 歳なんです。それから少し時間が経過しているから、もう少し上がっている感じです。

宮本政志委員 こういう審査のときは、目標を達成していなかったらついつい何かマイナスで捉えたり、私は不適切な言葉と思うけど、決してサボっているわけじゃないと思うんですよ。高齢化の関係が大きな要因と。もう例年にないぐらい去年暑かったですよね。そうすると外的要因とかいろいろなものも含めて、先ほど局長がおっしゃったように、この 3 月に農業委員会の方とそういったことを今後どうやっていくかという改善策も含めて検討していくということですよ。だから、目標を定めてやれよという、なんか半強制的な流れになるということはないんでしょうか。そこは少し懸念するなと思ってね。

銭谷農業委員会事務局次長 活動の種類もいろいろあるんですけども、一番簡単と言ったらいけないんですけど、農地パトロールをして、受持ち地域のどこどこ地区をパトロールして異常がなかったとか、獣害があったとかあると思うんです。そういうことを皆細かくちゃんと書いてくれないと、活動の日にちに入らないので、そういうのを細かく記入するように指導していこうと思っています。日々の生活の中でパトロールも必ずされていると思いますので、そういうのを拾っていこうと思っています。

宮本政志委員 そうすると今回の補正の 979 万 8,000 円減になったデメ

リットとしたら、そういったきちんと回っておられるのに、報告が上がってこなかったら、農業政策に影響してくるというデメリットが、この97万8,000円の減には考えられるということですよね。

銭谷農業委員会事務局次長　もともと最初の予算が100%補助事業なので、一般財源は関係ないので、過大な予算というか、報酬条例に能率給の上限というのが定めてあるので、それが55万7,333円なんですけど50万円ぐらいです。それを28人全員がそれを達成したとする1,500万円ぐらいをもともと予算で組んであったので、令和4年度でいっても、最高額の人でも43万7,000円なので、12万円ぐらい上限より低いんです。そういう方も数人しかいないので、もともと実績見込みより多く組んであったので、来年度は少し減らして予算を組んでいますので、こんな何百万円も減額することは、令和6年度はないです。これは能率給と言って、活動した委員への御褒美というか、ボーナスみたいな評価なので、特に政策とかには関係なくて頑張ったから、これだけもらえますという、だから基本給があって、あと活動に応じて頑張ったら、これだけもらえるというインセンティブというか、そういうものです。

中村博行委員　月平均の日数が出ていますけども、農繁期、農閑期とか、月によって相当活動のばらつきがあるのではないかと思いますけども、その辺はどのように捉えていますか。夏場が多くて冬場が少ないとかね。

銭谷農業委員会事務局次長　はっきり覚えてないんですけど、一応ルールとしては、最初に制度ができたときは最低月5日以上しないと、その人の分は全く払いませんよということだったんですけど、すぐに全国から苦情が来て、最低5日が1日に変更になりました。それで、本市としてはそういう人がもし出たらいけないので、毎月、最適化会議という研修みたいなことをして1日は絶対クリアするように、プラスであと何日か皆さんに活動してくださいとやっています。やっぱり農業をやっている方がほとんどなので、農繁期とか田植の時期とか稲刈りの時期は少ないかも

しれないですけど、ちょっと覚えておりません。

中村博行委員 地域計画を策定されていくと思うんですけど、それによって出席されたりするものが、結果的には、農業委員とか推進員のプラスアルファ、それに加わるようなことになるんですかね。

銭谷農業委員会事務局次長 さっきも言いましたように、この令和5年度分は令和4年度の1年分の実績で交付金が決まっているので、地域計画の話し合いにも農業委員とか推進員にも参加してもらっているんですけど、それはこの中には入っていません。年度が違うので、地域計画の話は令和5年度からそれが入ってきます。2時間とか出たら1日とカウントされるのに入ってきます。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。ここで職員入替えのため10分休憩取って1時半再開といたします。

午後1時20分 休憩

（商工労働課 入室）

（農業委員会事務局 退室）

午後1時30分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について、商工労働課所管の部分の説明を求めます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 それでは、商工労働課分について御説明申し上げます。このたびの補正は、雇用能力開発支援センター施設管理事業、地方バス路線維持対策事業、商品券発行事業、小野田楠企業団地インフ

ラ整備事業について、決算を見込んで調整するものでございます。それでは、補正予算書 38、39 ページをお開きください。5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、10 節需用費、光熱水費 150 万円の減額は、雇用能力開発支援センターの電気料について、決算を見込み調整を行うものです。これは、国の電気料の補助金が支出される期間が延長となったことに伴い、電気料が想定よりも下がったため減額となったものです。続いて、補正予算書 40、41 ページを御覧ください。7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、18 節負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持費補助金 1,780 万 3,000 円は、バス路線維持のためバス事業者へ補助金を交付するものです。詳細について、お手元の委員会資料を御覧ください。令和 5 年度実績見込みの表にて、バス路線維持費補助金の令和 5 年度の実績見込みと令和 3、4 年度の実績を比較しております。令和 3、4 年度はコロナ禍の影響により利用が低迷しており、バス路線維持費補助金も多額に上ったところですが、国の新型コロナウイルス感染症対策による特例措置により、バス事業者に対する助成が増額されたことから、結果として本市の負担分が減額されておりました。括弧書きの数値が国の特例措置の影響を排除した実態の金額で、その上の数値が国の特例措置により減額された後の本市負担額です。コロナ禍が一段落し、バスの利用人数も回復基調にあります。昨今の燃料価格の高騰、2024 年問題に係る人件費の増加等により、バス会社の経常支出が増額となり、さらに国の特例措置も廃止されたことから、今回、補正予算が必要となったものです。続きまして、42、43 ページをお開きください。7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、10 節需用費、印刷製本費 160 万円、11 節役務費、通信運搬費 400 万円、12 節委託料、帳票類印刷・封入等委託料 135 万 1,000 円及びコールセンター委託料 141 万 9,000 円は、商品券の印刷、郵送、封入・封かんと問合せ対応のためのコールセンターに係る経費を、それぞれ決算を見込み減額するものです。なお、財源内訳について、国庫支出金が 262 万 8,000 円増額となっておりますが、これは、他の事業に充当しておりました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が、

当該事業費の減額により、商品券発行事業に充当されることとなったものです。14節工事請負費は、小野田・楠企業団地内への企業の進出に伴い設置する水道加圧装置の工事請負費について、入札減があったため、246万5,000円減額するものです。歳出の説明は以上です。次に、繰越明許費補正について説明します。7ページを御覧ください。繰越明許費補正第2表中、7款商工費、1項商工費、駅舎バリアフリー化整備事業については、厚狭駅のエレベーター設置等のバリアフリー工事に伴い、国と市がJR西日本に対し補助を行う事業です。これは、令和2年度から年次的に実施しており、令和5年度は在来線のエレベーター設置工事を行っております。この工事について、今年度発生した大雨災害等により、他地域での工事等を実施したことなどにより、全体として材料等の不足を生じたことから工期が延長となったため、交通施設バリアフリー化整備補助金の全額を令和6年度に繰り越すものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めますが、今お手元を開いておられる資料、7ページの繰越明許費から行きましょう。駅舎バリアフリー化整備事業につきまして。

恒松恵子副分科会長 現在、工事中で非常に利用者も不便を感じていると思うんですけど、工期が延長で完了時期について、JRは明言されていらっしゃるのでしょうか。未定ですか。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐 まず今回繰越しになる約5,700万円でございますけれども、今のJR側の話では、令和7年3月末、ちょうど一年後の事業の完了ということで聞いております。

藤岡修美分科会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは38、39ページ、労働諸費。（「なし」と呼ぶ者あり）40、41ページ。

福田勝政委員 地方バスの件でお聞きします。船木鉄道ですか、1,100万円くらい増えていますよね。令和5年度の見込みで年間何人ぐらいバスを利用するんですか。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐 お手元の委員会資料に表がございます。この表の一番下の行に利用人数を書かせていただいております。こちらは船木鉄道、サンデン交通及び宇部市交通局の計になりますけれども、延べ人数で70万6,775名の御利用という形になっております。船木鉄道だけの内訳ということであれば、33万5,007人でございます。

中村博行委員 その数字はコロナ禍前と比較してどんな感じになっていますか。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐 コロナ禍前の実績ですと、コロナ禍が始まったのが大体令和2年度と考えておりますけれども、令和元年度の実績で言いますと79万2,735人ということでございます。ですので、まだ10万人ぐらいは戻っていない状況でございます。

矢田松夫委員 今回の補正の理由が一番下の段に書いてありますけれども、これらというのは予想できないけれど、また次年度同じことの繰り返しになって、3社に補助金の穴埋めしていくことになってくるんじゃないんですかね。どうするかというのを考えていかないと、毎年毎年、市の持ち出し、あるいは持ち出しがないにしても、国の補助が増えてくる可能性はないんですかね。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐 最初に、国の補助についてあったと思うんですけれども、今回の国の補助は、あくまで新型コロナウイルス感染症対策のために特別に措置されたものでございますので、もうないものと考えております。ただ、今、やはり燃料の価格の高騰等

の問題がございますので、こういったものについては、国のほうでも今後対策が講じられて、バス事業者に対する何らかの支援制度ができるというような可能性はないわけではないかなと考えております。最初に御質問のありました、同じことの繰り返しではなかろうかという御指摘についてでございます。確かになかなか燃料費の高騰とか人件費の増というのがいかんともし難いところもございますので、御指摘のところも多々ございますが、先ほど申し上げたような国の補助というのが今後検討されるかもしれないということと、あと県でも新年度予算で燃料価格に対する支援措置を考えているというような情報も頂いています。加えて、やはり何よりバス会社の営業努力といいますか、しっかりとした利用者の確保に努めていただかないといけないんですけれども、これまでもバス会社におきましては、船木鉄道なんかは、バスロケーションシステムを導入したりであるとか、あとAスクエアに山口東京理科大学の学生寮がございますけれども、あそこから出るバスを増便したりとか、様々な取組を進めておられますので、こういったところを市も一緒になって利便性の改善を努めることによりまして、利用者の方を1人でも多く増やして、補助金が少しでも減るように努めてまいりたいと思っております。

中島好人委員　1億3,900万円から、もろもろ燃料費とか、人件費が上がったので1,700万円、合計で1億5,000万円の助成という補助になるわけですが、やっぱりそれはマイナスになったからマイナス補填するという仕組みですよね。ですから企業努力というか、やっぱりその辺の利用者の利便性とか、そういう方向というのは何か行っているのか、指導しているのか。県もIT化すれば援助するという動きを聞いているんですけれども、そういう検討をする必要があるのではないかなとは思っていますけど、その辺はどうでしょうか。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐　まずバス会社の利便性向上の取組に関する御質問でございますけれども、これまでも厚狭駅から

厚狭高校に対してのバスの通学便を開設したりであるとか、先ほど御紹介したAスクエアの学生寮から山口東京理科大学までのバスを増便させたりであるとか、そのほかバスロケーションシステムの関係など、あと9月議会でも、寄附金を使って、バス停のベンチを一気にきれいにしたというようなことも進めております。また、令和6年度、どこまでバス会社と協力しながらできるのか分かりませんが、今いろいろなアンケート調査なども利用者に向けてさせていただいております。そうしたものを基により利用が増えるような路線の変更、利用方法の改善などに努めてまいりたいと考えております。県のお話もございましたけれども、県も様々な取組を新年度予算では考えておるようでございます。一例を申し上げますと、バスとは異なるんですけども、新しく自動運転であるとか、AIデマンドであるとか、様々な新モビリティサービスについての検討も進めているということでございます。これらが本市の交通にいきなり直結するというものではないとは思いますが、こういった先進的な事例なんかも勉強させていただきながら、本市の公共交通の利便性を高める努力はしっかりと進めてまいりたいと思っております。

中島好人委員 これは行政との関わりになるんですけども、敬老パスとかいろいろあるんですけども、これは業者と関係ないところがあるかも分かりませんが、やっぱりIT化ですね。そうすると共通券ができて、いろいろな乗り換えも楽になる、カードですっと通れるようになるわけですからね。そうすると利便性が膨らんで、利用者も増えるんですけども、そういう可能性はどうでしょうか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 ICカードのことを御指摘だと思われま

す。ICカードを導入できるようにするために山口県が統一してバス会社をお願いしたところですけども、船木鉄道は、最初にかかる経費が高過ぎるということで、これに参加されておられません。今後参加される可能性はありますが、取りあえず本年度はもう参加されなかったというこ

とで、今後そのようなＩＣカード化というのは理想だと思いますので、お願いしてまいろうと思いますが、そういった事情で、現在導入されていないということでございます。

矢田松夫委員 私もしつこいようですが、一般財源でしょうね。先ほど言いましたように、またこの問題が繰り返されるんじゃないかということで、この次は中島委員が言うように、企業努力をどうしていくのかにつながると思うんですよね。ですから、エンドレスというか、終わりのない補助金を出していくような気がしてならないんですよね。１億３，０００万円以上の垂れ流しとは言わんけれど、企業努力をどうしていくのかということですね。はっきり会社側に求めるべきだと思うんですが。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐 まず一般財源との御指摘ですけれども、今回、確かに一般財源での投入にはなるんですけれども、このうち大体６割ぐらいは、交付税措置されるようなルールになっておりますので、全額が一般財源というわけではございません。あと企業努力をどうするかという問題でございます。この辺の御指摘はごもつともでございますけれども、大体、先ほどの表を見ていただきましたとおり、１億５，０００万円とか１億４，０００万円とか、コロナ禍もありまして、結構大きな金額になっています。令和５年度についても、今回の燃料価格の高騰ということで、なかなか事業者の側でいかんともしがたい状況の中で、これだけの金額が発生しているところでございます。その一方で、路線を維持していく、今の市民の方の公共交通の利便性を可能な限り維持していくためには、これだけのお金がかかってしまうと。先ほども御説明したような企業努力も様々していただいていますけれども、どうしてもこういった燃料価格の高騰であるとか、事業者の中ではどうしようもない問題も正直ございますので、路線を維持するという観点に立ちまして、何とぞ御理解いただけたらと思っております。

藤岡修美分科会長 タクシーも含めてですけど、運転士不足という声が全国的

に上がっていて、このバス路線を維持するためのバス運転士の不足という声はこの３社からは上がってきていないですか。

植田商工労働課課長補佐兼公共交通対策室室長補佐 会長の御指摘のあったとおりでございます、やはりバスの運転手が今非常に少ない、高齢化が進んでいるというようなお話は多く頂いております。

藤岡修美分科会長 バス路線はよろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、４２、４３ページ、商工振興費。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。職員入替えのため１０分休憩して、２時に再開いたします。

午後１時５０分 休憩

（農林水産課 入室）

（商工労働課 退室）

午後２時 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。議案第１号令和５年度山陽小野田市一般会計補正予算（第１１回）について、農林水産課所管の部分について執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 一般会計補正予算（第１１回）、農林水産課部分について、歳出予算から御説明いたします。補正予算書４０、４１ページをお開きください。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、１８節負担金、補助及び交付金を７２３万９，０００円減額しようとするものです。減額の内容といたしましては、節の説明にありますとおり、七つの補助制度それぞれの実績、あるいは実績を見込んだ額の増減の合計額であります。まず、農地集積協力補助金につきましては、下津・杣尻地域において、圃場整備が進められておりますが、農地中間管理機構を活用

し、昨年、設立されました集落営農法人への農地の集積・集約の結果、当初、計画されていたよりも面積が増えたことにより、増額となったものです。次に、農業次世代人材投資資金につきましては、当初、対象者が3名おられ、令和5年度交付予定であった資金を、令和4年度に前倒し交付を受けられたことにより、当該年度に不用額が生じたものです。新規就業者等産地拡大促進事業補助金につきましては、新規就業者の受入れ及び生産強化のための機械・施設整備に係る導入経費を支援する単県事業で、2社が機械導入をした結果、生じた不用額です。新規就農者支援事業補助金につきましては、認定新規就農者の機械・施設整備に係る経費及び家賃を補助する単市事業で、家賃補助については計画どおり、機械・施設整備については、希望者が1名にとどまったことから、残額を減額するものです。担い手支援事業補助金につきましては、認定農業者が導入する機械・施設の経費を支援する単市事業で、今年度は9件の機械導入を補助いたしました。その結果、生じた残額を減額するものです。6次産業化・農商工連携応援事業補助金につきましては、プラン策定に係る経費を協議会に対して行う補助とプランの実行に係る経費を事業者に対して補助するものの2種類あり、プラン策定については、今年度、二つのプランを承認する見込みです。そして、プランの承認から年度末までの期間が少ないことから、プラン実行に係る経費を十分に使用できないと判断し、その3分の2を減額しようとするものです。集落営農法人連合体形成加速化事業補助金につきましては、連合体の共同利用機械の導入経費を支援する単県事業であり、本市の集落営農法人の連合体である山陽アグリネットワーク協同組合がドローンを購入する計画をもっており、それを補助しようとするものです。これら七つの補助事業のうち、四つについては県支出金が、二つについてはまちづくり魅力基金とふるさと支援基金が特定財源として充てられていたことから、補正額の財源内訳欄のとおり、併せて財源構成の変更を行います。続きまして、4目農地総務費、18節負担金、補助及び交付金1,148万円の減額補正についてです。節の説明欄を御覧ください。高千帆土地改良区補助金、後潟土地改良区補助金、小野田南高泊干拓農業協同組合補助金

につきましては、各改良区等が管理する排水機場等の土地改良施設が適正に維持管理されるよう補助を行うものであります。今年度は、8月以降の台風シーズンにおいて台風が上陸しなかったこと等により降雨量が少なかったため、各排水機場の光熱水費が見込みより少額で済んだことから、減額するものです。多面的機能支払制度補助金につきましては、農地維持支払交付金、共同活動に係る資源向上支払交付金、施設の長寿命化に係る資源向上支払交付金の3種類からなっており、そのうち、施設の長寿命化については、申請額に対し県からの内示額が大きく内示割れしたこと、そして、農地転用や耕作農地の見直しにより対象農地が減少したことにより、結果、補助金支払額が減額となったものです。なお、農地転用及び耕作農地の見直しにより減額となった補助につきましては返還となることから、22節償還金、利子及び割引料7万1,000円を計上、また、経費の4分の3に県支出金が当てられていることから、あわせて財源構成の変更も行っております。続きまして、5目土地改良事業費14節工事請負費及び18節負担金、補助及び交付金の減額補正についてです。工事請負費につきましては、防災重点ため池等廃止事業を実施しており、今年度、修理田ため池切開工事を入札した結果、落札減が生じたことによる補正です。県事業負担金につきましては、国の補正に対応した石井手堰頭首工負担金及び王喜東区画整備負担金の増額、黒崎開作及び松屋埴生に係る海岸保全施設整備事業の落札減に伴う負担金の減額を合計し、69万1,000円の減額を計上しています。なお、ため池切開工はその対象経費の10分の10に県支出金が、頭首工整備、区画整備、海岸保全整備にはそれぞれ起債が充当されており、その財源更正については内訳欄のとおりです。続きまして、3項水産業費、3目漁港建設費、14節工事請負費の減額について申し上げます。漁港漁場長期整備計画に基づき、農山漁村地域整備交付金を活用して、埴生漁港の改修を進めており、今年度当初においては、測量設計業務委託に加え、工事を執行する予定でしたが、補助金の内示割れにより、工事を執行することがかなわず、当該工事費を減額するものです。工事には対象事業費の8割に県支出金が、市負担分には起債が充当されております。

したので、御覧のとおり財源構成の変更も行っております。補正予算書 52、53 ページをお開きください。11 款災害復旧費、3 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農業施設災害復旧費及び2 目林業施設災害復旧費の補正について御説明いたします。昨年6月29日から3週間にわたって続いた降雨により発生した災害のうち、農業施設災害として国の補助対象となったものが18件、林業施設災害では1件でした。9月下旬及び10月上旬にそれぞれ国の査定を受け、その後入札を実施、一部では工事の変更契約もあり、その結果、農業施設災害復旧費に係る工事請負費を1,850万円、林業施設災害復旧費に係る委託料を102万5,000円、工事請負費を1,074万6,000円減額しようとするものです。また、8月25日に激甚災害に指定、その後の補助の増高申請を行ったことにより、財源構成についても御覧のとおり分担金、あるいは一般財源が大きく減少いたしました。これら歳出及びその財源構成の変更により、歳入についても補正を行います。14、15 ページをお開きください。13 款分担金及び負担金、1 項分担金、2 目農林水産業分担金、1 節農業費分担金につきましては、激甚災害の指定及び補助金の増高申請により、437万9,000円減額し、補正後の額を43万2,000円とするものです。続きまして、16、17 ページを御覧ください。15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金、2 節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金につきましても、同様の理由により、農業施設災害復旧費を753万1,000円、林業施設災害復旧費を1,986万8,000円増額するものです。18、19 ページを御覧ください。16 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費県補助金のうち、経営所得安定対策等推進事業補助金につきましては、市の当初要望に対し減額交付されていましたが、県予算に余裕が出たことから追加交付されることとなったものです。多面的機能支払制度交付金以下、3 節水産業費県補助金、地域水産物供給基盤整備事業補助金までは、歳出の際に説明申し上げた理由により増減したものです。その結果、4 目農林水産業費県補助金を4,364万2,000円減額し、補正後の額を9,661万9,000円とするもので

す。20、21ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、6節農林水産業費雑入については、多面的機能支払制度において、補助対象農地が農地転用等によって、対象から外れたとき、遡及して返還する義務が生じることから、当該活動組織から返還させるものです。22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、4目農林水産業債につきましては、歳出の増減に伴い、1節農業債を110万円増額、2節水産業債を630万円減額し、農林水産業債の補正後の額を7,600万円とするものです。10目災害復旧債、2節農林水産業施設災害復旧債につきましては、歳出の減額に伴い、農業用施設災害復旧事業債を1,200万円、林業施設災害復旧事業債を2,250万円減額するものです。歳入の説明は以上です。引き続きまして、繰越明許費補正の説明をいたします。第2表、7ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、県営防災減災事業・河川応急事業及び県営農業競争力強化基盤整備事業につきましては、県営事業における令和6年度当初予算で実施予定の事業について、予算の一部を令和5年度国予算の補正により予算措置することが可能となり、当該事業の市負担分を補正予算として計上する必要が生じ、その分の県事業負担金を繰り越そうとするものです。防災重点ため池等廃止事業につきましては、下流排水計画に異議が出され、流末の土地所有者と協議、設計を見直すこととしたため、不測の日数を要したことから、契約額から前払い金額を差し引いた残額、工事請負費をやむを得ず繰り越すものです。3項水産業費殖生漁港整備事業につきましては、施設を設計するに当たり、その工法決定に際し、調整を行った結果、工法の見直しをすることとしたため、不測の日数を要したことから、同様に、測量設計業務委託料を繰り越すものです。続きまして、8ページを御覧ください。11款災害復旧費、3項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業につきましては、仮設道路の設置等に伴って、土地所有者や関係農業者との調整に時間を要し、一部では入札不調となる等、年度内の工事完成が危ぶまれる、あるいは困難となったことから、工事請負費の一部を繰り越すものです。林業施設災害復旧事業につきましても、関係機関との調整に時間を要し

たために年度内の完成が困難となり、やむを得ず繰り越すものです。続きまして10ページ、第4表地方債補正を御覧ください。先ほど述べました国の補正に伴い、農業施設整備事業債の限度額を2,150万円に引き上げます。農林水産課からの説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑に入りたいと思います。繰越明許費補正、7ページから行きましょう。（「ありません」と呼ぶ者あり）8ページ、災害復旧費の繰越しです。（「ありません」と呼ぶ者あり）10ページ、地方債の補正、よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）14ページ、15ページ、歳入の13款1項分担金、2目農林水産業費分担金、大丈夫ですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）次に16、17ページ、農林水産業費国庫支出金はいいいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）18、19ページ、県補助金よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）次が20、21ページ、19款1項3目まちづくり魅力基金繰入金、いいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）同じく10目ふるさと支援基金繰入金、よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）21款4項3目の雑入よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）次が、22、23ページ、4目農林水産業債、10目災害復旧費、2節災害復旧事業債、よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）歳出で、40、41ページです。2目農業総務費、これ一般財源から県支出金に財源の組替え説明はありましたか、一般財源から県支出金に。1項農業費、2目農業総務費、2目の説明がなかったような気がしました。

稲葉農林水産課農林係長 予算書19ページをお開きいただけたらと思います。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金の一番上にございます経営所得安定対策等推進事業補助金の15万円が、一般財源から県支出金に振り替えたということで財源の内訳が変更となっております。

藤岡修美分科会長 分かりました。では戻っていただいて、40、41ページ。

福田勝政委員 農林水産課から資料1として出ているんですが、令和5年度の地域集積協力金はどういうお金か、また、集約化奨励金はどういうお金か教えてください。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの機構集積協力金について御説明いたします。まず、資料1にございます地域集積協力金につきましては、地域の農地面積に係るその農地に対して、農地中間管理機構を活用して担い手、いわゆる認定農業者だったり、認定新規就農者へ農地の集積・集約化に取り組んだ地域に対して協力金を交付するものでございます。今年度におきましては、下津・杣尻集落において、農事組合法人が2,470アールほど集積したということで国から交付金を頂けることとなっております。集約化奨励金につきましては、農地の集約化ということで、耕作者で農地が分散しているのをまとめて団地化していくことが要件になっておりまして、団地化したことによって奨励金が支払われるということで、今年度、下津・杣尻集落については、農地中間管理機構を活用する前から、活用した後の団地面積が1,958アールほど増えたということで交付される事業となっております。

福田勝政委員 それで地域が下津・杣尻となっていますよね。まだほかにもこの対象になるところがあるわけですね。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの地域の設定につきましては、今までは人・農地プランがございましたが、地域計画に変わりました、地域計画の中で協議の場、地域の話合いを設定するんですが、その地域の話合いを設定する集落ごとで地域の農地面積が決まってきました、その中で中間管理機構を活用して、農地を集積できれば、この事業が活用できるということになります。

福田勝政委員 下津・杣尻の対象面積が2, 470アールということは、昔の反に直したら、一反は10アールですか、単純に計算したら、220坪ぐらいですか。

臼井農林水産課長 2, 470アールは、24町と7反となります。

中村博行委員 関連ですけど、郡・川東地区圃場整備事業というのは、順調に予定どおり行っていると考えてよろしいですか。

本多農林水産課耕地係長 今年度において、詳細設計と換地原案の作成は、今大詰めで終盤を迎えて行っております。工事につきましては、来年度10月以降から工事に着手する予定になっております。

中村博行委員 負担金、補助金のところの多面的機能で700万円くらいの減額が出ていますけれども、これを説明していただければと思います。

本多農林水産課耕地係長 こちらの主な減額の理由は、冒頭で御説明したんですが、長寿命化についての内示割れが主になっております。こちらが、国の内示額が71%しかなかったため、それによる大幅な減額になっております。

中村博行委員 内示割れの原因は分かりますか。

臼井農林水産課長 内示割れの原因は、はっきり分からないんですけども、国から県に配分された額を県が市町村に配分する。したがって、市町村が県に要望を出した額が、国の配分によって、あるいは県の配分によって内示割れを起こすというだけございまして、十分な予算措置が国においてされなかったと認識しております。

中島好人委員 16節負担金の関係で、6次産業の重要性というのは捉えてい

るわけですが、200万円の減額というのと資料2で提示されている進捗状況をお尋ねいたします。

稲葉農林水産課農林係長　ただいま御質問いただきました6次産業化農商工連携応援事業費補助金について、先ほど課長の説明でもございましたが、200万円減額というこちらの補助金につきましては、市がプランを認定した後に、そのプランの実行に係る経費に対する2分の1を補助するというので、プランの認定がまだできておらず、今年度認定予定ということで、今年度のプランの実行期間が短いということで、3分の2ほど減額させていただきました。資料2の説明についてでございますが、令和3年6月に6次産業化農商工連携応援事業が補正予算で採択されて、この事業が進んできました。株式会社アグリーフプラス、西日本ジビエファームの2事業者がこの事業に手を挙げられて取組を進めてきております。令和5年12月に協議会を開催いたしまして、この2事業者のプランの認定について、協議会の中では一部修正等が必要だという条件付きでの承認を頂いておりまして、今、修正依頼をしている状況でございます。2事業者のうち1業者については、修正分が出来上がりましたので、3月中にはプランの認定、実行等に移ってまいる予定でございます。もう1事業者に対しても修正依頼をかけておりまして、まだその回答が来ていないということで、こちらについても適宜連絡を取りながら回答を頂くように進めているところです。資料の下に今後の予定を書かせていただいておりますが、各事業者がそれぞれプランの中でどういったことを取り組むかを記載させていただいておりますので、また御覧いただけたらと思います。

藤岡修美分科会長　ほか40、41ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは52、53ページページ、災害復旧費よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。ここで職員入替えのため休憩とします。2時40分再開といたします。

午後 2 時 3 0 分 休憩

(土木課、都市計画課、建築住宅課 入室)

(農林水産課 退室)

午後 2 時 4 0 分 再開

藤岡修美分科会長 分科会を再開いたします。議案第 1 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 1 回）について、建設部所管部分につきましての執行部の説明を求めます。

中村土木課長 それでは、議案第 1 号令和 5 年度補正予算（第 1 1 回）に係る土木課分の説明をいたします。お手元に「議案第 1 号の参考資料」として事業一覧表と位置図をお配りしておりますので、併せて御覧ください。説明については、最初に歳出分を説明した後に、まとめて歳入分を説明いたします。補正予算書 4 2、4 3 ページをお開きください。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金、県事業負担金の補正予算について説明いたします。これは、山口県において実施していただいている急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止施設築造と既存施設の老朽化対策等に係る負担金です。今年度の施工場所は、参考資料 1 の位置図で[1]と示しているのが梶下地区で、[2]と示しているのが波瀬の崎地区となります。県事業負担金の合計額は変わりませんが、地元分担金が不要な梶下地区の事業費が減額され、地元分担金が必要な波瀬の崎地区の事業費が増額されたため、財源の内訳が変わりました。これは、後ほど歳入で御説明いたします。それでは続きまして、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、1 2 節委託料、1 8 節負担金、補助及び交付金の補正予算について説明いたします。1 2 節委託料は、道路法で作成が義務づけられている道路台帳について毎年更新する事業です。今年度も修正箇所を更新を委託中です。予定していた市道後潟堤防線沿いの県の護岸工事が完了しておらず、道路台帳の修正ができないため減額補正するものです。金額は、入札差金分

の減額を合わせて、委託料を５４９万７，０００円減額するものです。

続きまして、１８節負担金、補助及び交付金は、県において実施していただく県道改良事業の負担金となります。事業につきましては、参考資料１の位置図で③と示してあるのが県道埴生停車場線、④で示しているのが県道奥万倉山陽線、⑤が県道宇部船木線となります。以上３路線４か所において事業を進めていただいております、その事業費の一部を負担しております。補正の理由は、県から示された事業清算額と併せて負担金を増額するもので、２５０万円増額補正するものです。それでは、続きまして、８款土木費、２項道路橋りょう費、３目道路橋りょう維持費、１０節需用費、１４節工事請負費について説明いたします。１０節需用費の光熱水費は、電気代の高騰を見込んで予算措置をしたところですが、このたび決算額を見込んで２５０万円減額補正するものです。１４節工事請負費は、市道のリフレッシュ事業で、予想より道路路盤の状態が良く、路盤の補修の必要がなくなったため減額補正するものです。金額は、入札差金分の減額を合わせて、工事費を７４６万９，０００円減額するものです。次に、８款土木費、２項道路橋りょう費、４目道路新設改良費、１２節委託料、１４節工事請負費、１６節公有財産購入費、次のページの２１節補償、補填及び賠償金の補正予算について、まとめて説明いたします。補正予算書４２から４５ページをお開きください。これは、橋りょう長寿命化及び通学路安全対策等の国の補助金を活用して実施している道路関連事業となります。事業については、参考資料２-１と２-２の位置図にある橋梁補修事業と通学路安全対策事業の部分が対象となります。この位置図には、現在、土木課が手掛けている当該事業が挙げられますので参考にしてください。補正の額につきましては、本年度、国から内示された国費の交付率に応じて事業費を調整しております。参考までに申し上げますと、内示率は事業全体で約７４％となっております。また、補助率につきましては、橋りょう補修事業に関する補助金が５５％の補助率、社会資本整備総合交付金で実施している事業のうち、通学路安全対策が５５％の補助率、道路改良が５０％となっております。補正の内訳は、１２節委託料が２，２５０万４，０００円の減額、１４

節工事請負費が 6 8 6 万 1, 0 0 0 円の減額、1 6 節公有財産購入費が 9 5 0 万円の減額、2 1 節補償、補填及び賠償金が 5 0 0 万円の減額となっており、あわせて 4, 3 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額補正するものです。次に、8 款土木費、3 項河川費、1 目河川管理費、1 0 節需用費、1 2 節委託料、1 4 節工事請負費、1 8 節負担金、補助及び交付金について説明いたします。1 0 節需用費、燃料費は排水機場の運転に係る燃料代になりますが、台風が山口県には接近しなかったことにより不要となったため、2 2 0 万 4, 0 0 0 円減額するものです。また、光熱水費は、先ほど道路橋りょう維持費で御説明しましたが、電気代の高騰分を予算措置していましたが、決算額を見込んで 2 5 0 万円減額するものです。1 2 節委託料は、境川の河川改修事業に係る調査設計業務委託で、今年度については基本測量、用地調査、概略設計を実施中ですが、設計内容の変更及び入札減により、4 7 4 万円の不用額が生じたので減額するものです。1 4 節工事請負費は、旦東ポンプ場ゲート更新工事で、今年度は、ゲートの引揚機の更新を実施中ですが、設計書作成時に再見積もりを取った結果、予想より安価な見積りが提出されたこと及び入札減により 5 0 0 万 4, 0 0 0 円の不用額が生じたので減額するものです。1 8 節負担金、補助及び交付金は、県において実施していただく海岸事業の負担金となります。内容につきましては、参考資料 1-1 と 1-2 に示してあります事業一覧のとおりとなります。場所は、参考資料 1 の位置図では[6]が焼野海岸 自然災害 防災事業できららビーチ焼野の海水浴場の整備、[7]が郡津布田海岸の土砂撤去工事、[8]が老朽化対策緊急事業で海岸整備となり、その事業費の一部を負担しております。補正の理由は、県から示された事業清算額と併せて負担金を増額するもので、2 1 7 万円増額補正するものです。次に、8 款土木費、3 項河川費、2 目砂防費、1 8 節負担金、補助及び交付金について説明いたします。これも県において実施していただく砂防事業の負担金となります。内容につきましては、参考資料 1-1 に示してあります事業一覧のとおりとなります。場所は、参考資料 1 の位置図の[9]の砂防設備整備事業で、J R 美祢線湯ノ峠駅の北西の溪流から土砂が流出し、民家、市道、美祢線ま

で到達したこともあり、今後の大雨で土砂災害が発生するおそれがあるため、山口県が砂防設備の設置を計画しているもので、その事業費の一部を負担するものです。今年度は、測量、調査を行うもので、県事業負担金として210万円増額計上するものです。次に、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、18節負担金、補助及び交付金について説明いたします。これは、山口県において行っている港湾関係の県事業負担金となります。内容につきましては、参考資料1-2に示してあります事業一覧のとおりとなります。場所は、参考資料1の位置図で⑩が東高泊地区の高潮対策、⑪が北竜王排水機場の機械補修で、⑫が港湾整備事業で小野田港港湾施設の機能強化を目的としたしゅんせつ工事となります。補正の理由は、県から示された事業清算額にあわせて負担金を増額するもので、1,652万4,000円増額補正するものです。歳出の最後となりますが、50、51ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう河川災害復旧費、12節委託料、14節工事請負費の補正予算について説明いたします。これは、今年度の豪雨において道路10か所、河川7か所、計17か所が被災した公共土木施設について復旧する事業になります。昨年、国の査定が終わりまして、現在、全ての工事の契約を締結している状況です。12節委託料は、業務内容を精査した結果、測量等で不要な業務がありましたので減額するものです。14節工事請負費は、工法についての見直しなど事業費の精査によるものと併せて、入札差金が生じたことによるものです。金額については、委託費を含み2,924万9,000円減額補正するものです。次に、歳入について説明いたします。14、15ページをお開きください。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目土木費分担金、1節土木管理費分担金、2節河川費分担金について説明いたします。1節土木管理費分担金ですが、これは、山口県が実施した波瀬の崎地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金で、先ほども歳出で御説明しましたが、事業費の増額に伴いまして100万円増額変更するものです。次に、2節河川費分担金ですが、7月の梅雨前線豪雨が激甚災害に指定されたため、西高泊地区災害関連地域防災が

け崩れ対策工事の事業費の2分の1の国費が充当されます。このことにより、地元分担金が372万6,000円不用になりましたので減額するものです。次に、16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金について説明いたします。公共土木施設災害復旧費につきましては、災害査定を受けるための設計書の作成業務において、工法の見直しなど事業費の精査や入札差金等が生じたことによる減額で、3,646万1,000円減額補正いたします。次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費国庫補助金について説明いたします。社会資本整備総合交付金及び道路更新防災等対策事業費につきましては、国の内示と併せて減額するもので、合わせて2,295万5,000円を減額補正いたします。次に、16款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、3節河川費県補助金について説明いたします。これは、先ほど西高泊地区災害関連地域防災がけ崩れ対策工事で御説明しましたとおり、国費が県補助金として充当されますので、355万3,000円を増額補正いたします。次に、22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、6目土木債、1節から4節まで説明いたします。1節土木管理債は、県事業、急傾斜地崩壊対策事業によるもので100万円の減額、2節道路橋りょう債については、市が実施する道路等補助金に関する事業、県道の整備に係る負担金の減額となり、1,330万円減額いたします。3節河川債、海岸環境整備事業債は、焼野海岸及び郡津布田海岸の老朽化事業等で実施されている県事業負担金によるもので550万円の減額、最後に4節港湾債は、東高泊地区の高潮対策及び小野田港に係る県事業の負担金で1,770万円の増額変更としております。最後となります。22款市債、1項市債、10目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧債の説明をいたします。これは先ほど説明しましたとおり、災害復旧費の減額補正に伴う市債の補正で、740万円の減額となります。歳入及び歳出の説明が終わりましたので、引き続き繰越明許に係る補正について説明いたします。それでは、7ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋り

よう費、道路交通安全施設等対策事業費補助事業に係る繰越明許について御説明いたします。これは、市道南中川千代町線通学路安全対策工事について繰り越すものです。繰越理由につきましては、今年度、県内で大規模な災害が発生しており、一部の工事材料について製品入荷の遅れが生じていることから、本工事に係る適正な工期の確保が困難となったためです。繰越金額は、324万4,000円になります。次に、防災・安全交付金事業に係る繰越明許について御説明いたします。まず、市道日の出町船越線の設計業務についてです。これは、県道小野田山陽線の4車線化事業に併せて、市道日の出町船越線の通学路安全対策を実施するための設計業務委託ですが、受注者が、令和5年6月30日以降の梅雨前線豪雨により発生した県内の災害復旧事業に従事しており、それらを最優先に取り組むために当該業務に係る期間延伸申請の申出がありましたので繰り越すものです。次に、市道浜崎1号線の改良工事についてです。これは、2級河川前場川の高潮対策事業に併せて道路を拡幅する工事で県に工事委託している事業になります。この事業についても、県から繰り越す旨の通知がありましたので繰り越すものです。次に、市道くし山線の設計業務についてです。これも先ほど説明しました設計業務委託と同じですが、災害により受注者から当該業務に係る期間延伸申請の申出がありましたので繰り越しするものです。繰越金額は合わせて、2,942万5,000円になります。次に、道路更新防災等対策事業について御説明いたします。これは、橋梁長寿命化に係る事業が対象となっております。まずは、市道くし山神田線橋梁補修工事で、工事発注後、施工業者が詳細な調査を行ったところ、想定より断面修復箇所が多く施工内容の調整に不測の日数を要したため、繰り越すものです。次に、北若山歩道橋補修工事ですが、これも梅雨前線豪雨による災害対応を優先したため発注事務が遅れたもので、本工事に係る適正な工期の確保が困難となったため繰り越すものです。次に、旭橋改修工事ですが、これは、市道旭町後潟線が緊急輸送道路に指定されたため現地を確認したところ、部材に老朽化が見受けられたため、優先して設計業務委託を発注しようとするものです。これも、先ほどの北若山歩道橋と同様の理由に

より、本業務に係る適正な工期の確保が困難となったため繰り越すものです。繰越金額は合わせて、1,471万円になります。次に、8款土木費、3項河川費、河川整備事業に係る繰越明許について御説明いたします。これは、境川河川改修工事に伴う基本設計業務委託で、これも先ほど説明しました設計業務委託と同じですが、災害により受注者から当該業務に係る期間延伸申請の申出がありましたので繰り越すものです。繰越金額は、1,226万円になります。次に、排水機場整備事業に係る繰越明許について御説明いたします。これは、全国的に大規模な災害が発生しており、メーカーから駆動装置の納期の遅れの申出があったことから、本工事に係る適正な工期の確保が困難となったためです。繰越金額は、699万6,000円になります。次に、土砂災害警戒区域災害復旧事業に係る繰越明許について御説明いたします。これは、調査設計から工事の施工までを一括して進めておりますが、関係地権者との業務調整に不測の日数を要したため、本事業に係る適正な工期の確保が困難となったためです。繰越金額は、3,200万円になります。最後に、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木災害復旧事業について御説明いたします。これにつきましても、先ほど御説明いたしましたが、道路10か所、河川7か所、計17か所が被災し査定を受けており、そのうち13契約を繰り越すものです。主な理由としましては、地元との調整に不測の日数がかかっていること、材料の入荷に遅れが生じていることで、適正な工期を確保することが難しいため繰り越すものです。金額は、1億4,140万円を繰り越すことにしております。長くなりましたが、説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは続きまして、都市計画課から都市計画費について御説明いたします。44、45ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料、調査委託料422万円の減額につきましては、都市計画道路見直し調査業務委託の入札に伴う落札減によるものです。18節負担金、補助及び交

付金、県事業負担金 3 5 0 万円の減額につきましては、山口県が公園通り周辺で実施しています都市計画道路新開作二軒屋線整備事業に関するものですが、地権者との補償交渉に不測の時間を要し、予定していた工事の一部ができなくなったことにより減額するものです。続きまして、4 6、4 7 ページをお開きください。公共下水道事業負担金 3, 4 9 7 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、下水道事業における決算を見込んだ修繕費及び動力費の減額によるものです。2 3 節投資及び出資金、公共下水道事業出資金の 2 1 8 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、下水道事業における計画策定委託料の増額によるものです。1 7 節備品購入費、機械器具費 3 1 1 万 8, 0 0 0 円の減額は、竜王山公園オートキャンプ場のサテライトハウス B 棟に設置してありますガス給湯器購入の入札に伴う落札減によるものです。次に、歳入について説明しますので 1 6、1 7 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目土木費国庫補助金、3 節都市計画費国庫補助金、街路交通調査費補助金 1 5 0 万円の減額につきましては、都市計画道路見直し調査業務に関するもので国の内示に伴うものです。次に、2 0、2 1 ページをお開きください。1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり魅力基金繰入金、1 節まちづくり魅力基金繰入金 4 7 2 万円の減額のうち、2 7 2 万円が都市計画課の所管となりますが、これにつきましては都市計画道路見直し調査業務の落札減に伴うものです。次に 2 2、2 3 ページをお開きください。2 2 款市債、1 項市債、6 目土木債、5 節都市計画債、都市計画道路整備事業債 3 5 0 万円の減額は、都市計画道路新開作二軒屋線整備事業の県事業負担金の減額に伴うものです。次に 9 ページの債務負担行為補正を御覧ください。あわせて、参考資料もお配りしておりますので御覧ください。竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業の 5 0 0 万円につきましては、電柱に設置してあります気中開閉器からキュービクルまでの高圧電線を引き替える工事を行うものです。令和 5 年 1 2 月に指定管理者より、自家用電気工作物の点検の結果、「高圧電線の絶縁抵抗が低下している」との報告があり、停電のおそれがあることから、速やかに対応する必要があります。この高圧電線についま

しては、能登半島地震などの影響により、入手が困難となっておりますので、速やかに引替え工事を発注したいと考えております。次の南部地区都市公園外施設指定管理者委託料の２億４，０９７万７，０００円につきましては、令和６年度から令和１０年度までの５年間の南部地区の指定管理者委託料です。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

島津建築住宅課長 それでは続きまして、建築住宅課分を御説明いたします。

補正予算書４６、４７ページをお開きください。ページの中段、８款６項１目住宅管理費、１２節委託料のうち、地質調査委託料３３３万５，０００円の減額につきましては、有帆団地Ａ、Ｂ棟の改修工事に係る地質調査で、入札の結果、不用額が生じたので、減額するものです。設計委託料３３１万５，０００円の減額につきましては、古開作第二団地Ｈ－１棟及び有帆団地Ａ、Ｂ棟改修工事に係る設計を委託するもので、入札の結果、不用額が生じたので、減額するものです。アスベスト調査委託料４４７万２，０００円の減額の主なものは、市営住宅９棟、内訳は、平原３棟、萩原３棟、大喜園３棟の解体工事に係るもので、現地調査の結果、アスベスト調査が必要な検体数が当初予算の見込みよりも少なかったため、実績により減額するものです。耐震診断員派遣業務委託料８８万８，０００円の減額につきましては、当初予算で２０件を予定しておりました耐震診断が、今年度は８件であったため、実績により減額するものです。空き家家具撤去等業務委託料２０４万６，０００円の減額につきましては、市営住宅に残された家具等を解体に当たり撤去するもので、実績に基づき減額するものです。１４節工事請負費６，９１７万円の減額につきましては、古開作第二団地３棟の改修工事や９棟の市営住宅解体工事等に係るもので、入札の結果、不用額が生じたので減額するものです。次に、２目住宅建設費、１３節委託料の計画策定業務委託料の２３０万３，０００円の減額及び測量調査委託料６１０万７，０００円の減額につきましては、叶松、平原、西善寺団地の建替基本計画の策定及び叶松、平原団地の測量を委託するもので、入札の

結果、不用額が生じたので、減額するものです。最後に、14節工事請負費805万2,000円の減額につきましては、市営住宅建替整備事業の引っ越し先改修工事に係るもので、入札の結果、不用額が生じたので、減額するものです。これら歳出の減額に伴い、特定財源を減額します。歳入について、補正予算書の16、17ページを御覧ください。下から3行目の15款2項5目土木費国庫補助金、2節住宅費国庫補助金の社会資本整備総合交付金を2,963万7,000円減額、次のページ、18、19ページの下から2行目、16款2項6目土木費県補助金、1節住宅費県補助金の耐震診断・改修事業費を22万2,000円減額、22、23ページを御覧ください。中段よりやや下にあります22款1項6目土木債、6節住宅債の公営住宅整備事業債を2,880万円減額、公営住宅除却事業債を1,970万円減額します。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます

藤岡修美分科会長 ここで換気のため、10分休憩とします。

午後3時13分 休憩

午後3時21分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。

中村土木課長 参考資料、先ほどお配りしておるのですが、ちょっと間違いがありましたので訂正をお願いしたいと思います。土木課参考資料の2-1と書いてある部分と2-2と書いてある位置図があると思うんですが、令和5年度の資料のところを、間違って令和6年度と記載しておりました。令和5年度に訂正させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 それでは、7ページ、繰越明許費、ページを追っていきましょう。繰越明許費の補正です。8款土木費、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）8ページ、災害復旧費、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次は、9ページの債務負担行為、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）10ページ、地方債補正よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入から行きましょう、14、15ページ、13款1項1目土木費分担金、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）16、17ページ、国庫支出金の負担金いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）18、19ページ、県補助金、土木費県補助金、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）20、21ページ、繰入金、まちづくり魅力基金繰入金、都市計画課の説明がありました。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）22、23ページ、土木債、それから災害復旧債、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、歳出に行きます。42、43ページ、8款土木費と1項土木管理費と2項道路橋りょう費、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）44、45ページ、3項河川費、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）46、47ページ、5項都市計画費、公共下水道事業出資金、負担金と緑地公園費、8款5項いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）6項住宅費。

中村博行委員 アスベスト調査委託料の減額を聞きますけど、具体的に予算が多過ぎたということでしょうか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 アスベストの調査につきましては、今回、解体と屋上防水、外壁改修工事の調査に用いました。前年度予算においては、これまでの実績や過去の推計等で予算を計上しております。当該年度になってから、実際、職員の建築士が現地を見て、一つずつ部材を確認しました。数字で申し上げますと、予算の段階で120検体のアスベスト含有調査物質があると判断しておりましたが、実際に現地で調査したところ38検体でした。その分だけ費用が安くなったということです。

中島好人委員 同じく委託料の最後の空き家家具撤去等業務及び件数、実態、その辺の説明をお願いいたします。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 空き家家具の委託料ですが、解体に伴っての家具撤去ということで、外から家具を見ておりましたが、解体前に入ることができず思った以上に家具が少なかったということで、かなり予算が余ったということになっております。

中島好人委員 そもそも、これは、独り暮らしの人が亡くなられて、その親族とかいなくて、同意書をもらって、そこを整理しなきゃいけないという内容の事業ですか。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 今回につきましては、解体に伴う空き家の中の家具の撤去になります。

宮本政志委員 委託料の一番上の地質調査委託料は、さっき有帆団地A、Bと言ったかな。この辺をもう少しお聞きしていいですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 御指摘のとおり、調査したのは、有帆団地A棟、B棟のそばの地質になります。

宮本政志委員 地質調査で具体的にどういうことをやって、なぜこれだけ減が出るのかなと思って。地質調査ってどういうことをやるんですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 有帆団地A棟、B棟は単独浄化槽なので、今回の地質調査は、浄化槽を設置するために調査させていただきました。実際に調査したところ減が出たということです。

宮本政志委員 それと下から2番目の耐震診断員派遣業務も減が出ているけど、耐震工事そのものの負担が大きいから、なかなか進んでいないから、診

断員派遣業務委託料が減になったのかな。何か要因は把握していらっしゃいますか。

島津建築住宅課長 耐震診断については、耐震工事をやる前段で、どの程度、危険度があるかというのを判定いたします。今年度 8 件、前年度も 7 件、その前の年度も 6 件ということで、山口県は、あまり地震のおそれがないということで、恐らく低調なんだろうと見ていますけども、今年、能登の地震がありまして、あれ以降、やはり数件問合せがありました。まだ来年度予算は決まっておりませんが、ぜひ来年度受けていただけたらということで御案内しております。ですから、来年度は件数が増えるのではないかと考えています。

藤岡修美分科会長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）46、47 ページいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、50、51 ページ、災害復旧費、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で、質疑を終わります。これをもちまして一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を散会いたします。

午後 3 時 32 分 散会

令和 6 年（2024 年）2 月 29 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美